

恵庭市移住促進パンフレット等作成業務 公募型プロポーザル質疑書に対する回答

令和6年5月14日公開

番号 回答日	質疑箇所	質疑内容	回答
【質疑1】 R6.5.8	実施要領11. 企画 提案書の提出(3) (ア)について	第7号様式から第11号様式の書式についてはA4サイズであれば、弊社独自の様式でも問題ないでしょうか。それとも、第7号式から第11号式は指定になりますか。	第7号様式から第11号様式の書式については、指定になります。 ホームページに掲載のPDF・Wordファイルをお使いください。
【質疑2】 R6.5.8	実施要領11. 企画 提案書の提出(3) (ア)について	記載にあたっては、概念図等を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細デザイン図等を用いた場合は、失格とすることがあるとありますが、提案したいデザインイメージ図や画などを使用したらNGということでしょうか。(文字しかだめなのではないでしょうか。)	企画提案書は原則、文字で記載をお願いいたします。 「概念図等」は、説明文を補足するために必要となる範囲でイメージ図等を使用することを想定しています。 なお、イメージ図等を使用する場合の視覚的表現の許容範囲については、下記等をご参照ください。 出展：平成30年4月2日国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」

<p>【質疑3】 R6.5.8</p>	<p>実施要領12. 審査会・選定方法(5) 留意事項について</p>	<p>ウ. にて企画提案書等の提出書類に記載のない事項に関するプレゼンテーションは認めないとありますが、過去に作成した冊子の作品などを映すことはNGということでしょうか。</p>	<p>企画提案書等の提出書類に記載のない事項に関するプレゼンテーションは、認めません。 ただし、要領第5号様式「類似業務の受託実績」に記載した作品等を映すことは可能です。</p>
<p>【質疑4】 R6.5.8</p>	<p>実施要領12. 審査会・選定方法(5) 留意事項について</p>	<p>エ. にて提出後の追加提案や追加資料の配布は認めないとありますが、企画提案書を事前に送るにあたり、プロジェクターをどのように活用すべきか例でご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>プロジェクターの活用方法について、例えば企画提案書は原則文字での記載となることから、【質疑2】で回答した「概念図等」と同様に、説明文を補足するためにプロジェクターを活用しご提案いただくことを想定しています。 なお、プロジェクターの活用は必須ではありません。</p>
<p>【質疑5】 R6.5.14</p>	<p>仕様書_3.委託期間</p>	<p>パンフレットの納品日は契約委託期間終了の令和6年9月18日という認識で良いか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【質疑6】 R6.5.14</p>	<p>仕様書_2.目的</p>	<p>冊子のタイトル「ガーデンシティライフ恵庭」を変更した提案は可能か</p>	<p>冊子のタイトル「ガーデンシティライフ恵庭」を変更した提案は可能です。</p>
<p>【質疑7】 R6.5.14</p>	<p>仕様書_5.(5).恵庭市移住定住サイト「ガーデンシティ</p>	<p>掲載する市内企業情報の数に決まりはあるか</p>	<p>掲載する市内企業情報の数に決まりはありません。 企業情報については、仕様書5.(4)に記</p>

	Life」との連携		載のとおり「鮮度の高い情報につながるよう工夫」されたご提案を期待しています。
【質疑8】 R6.5.14	実施要領_11.(1).ウ. つなげる	「関連 WEB サイト等」で具体的に想定しているサイトや SNS の情報は開示可能か	具体的に想定している関連 WEB サイトとしては「恵庭市移住定住支援サイト ガーデンシティ Life」が挙げられます。このほかの関連 WEB サイトについては、効果的なご提案を期待していません。なお関連 WEB サイトとの連携にあたっては、提案者にて必要な調整・協議等を実施願います。
【質疑9】 R6.5.14	実施要領_11.(1).ウ. つなげる	関連 WEB サイトに連携する際、サイト側で新たなカテゴリ等の追加は可能か	提案者において、関連 WEB サイト運営先との調整・協議等を実施し、連携先のサイトに新たなカテゴリ等を追加する事は可能です。
【質疑10】 R6.5.14	実施要領_11.(3).ア. 提案書類と提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の第 8 号～11 号様式は、指定された様式のみが有効か（指定のページ数を守ればフォーマットを変えることは可能か）。 ・また、表紙や目次・全体を通した考え方等のページを追加することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の第 8 号～11 号様式は、指定された様式のみが有効です（余白も含めてフォーマットの変更不可）。 ・ページを追加することはできません（表紙の提案は「第 8 号様式-とる」、目次・全体を通した考え方等は「第 9 号様式-みる」の中でご提案いただくこ

			とを想定しています)。
【質疑 11】 R6.5.14	実施要領_11.(3).ア. 提案書類と提出方 法の2つ目の(*)	「*記載にあたっては、概念図等を用いる ことに支障はないが、本件のために作成し たCG、詳細デザイン図等を用いた場合 は、失格とすることがあるので注意するこ と。」とあるが、ビジュアルを用いた提案 は不可ということか	【質疑 2】回答のとおり。
【質疑 12】 R6.5.14	第5号様式_欄外最 下段	「正本には業務実績を証する書類（契約書 の写し・作成したパンフレット等）を1部 添付してください。」とあるが、参加証明 書提出時には業務実績を証する書類の添付 は不要という認識で良いか	お見込みのとおりです。 参加申込書提出時には、業務実績を証 する書類の添付は不要です。 参加資格確認後、企画提案書提出時に 業務実績を証する書類を正本に添付し てください。

以上